

岩手県環境影響評価技術指針の主な改正内容（風力発電所関連）

別表第1 事業特性（風力発電所部分を抜粋）

事業の種類	事業特性
風力発電所の設置及び変更の工事業	1 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類（風力（陸上）又は風力（洋上）の別） 2 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の出力 3 対象事業実施区域及びその面積 4 対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要 5 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項

別表第2 参考項目（風力発電所部分を抜粋）

事業	環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
			大気環境		水環境		その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等			
			騒音	振動	水質	その他	地形及び地質	その他									
			騒音	振動	土砂による水の濁り	地下水位等	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物		
影響要因の区分																	
風力発電所の設置及び変更の工事業	工事の実施	工事前資材等の搬出入	○	○													
		建設機械の稼働	○		○	○											
		造成等の施工による一時的な影響			○				○	○	○				○	○	
	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○		○	○	○	○		○			
		施設の稼働	○						○	○		○					

備考

○ この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

・ 風力発電所

(ア) 工事前資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廢材の搬出を行うこと。

- (イ) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含むこと。
- (ウ) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地又は搬入道路の造成及び整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含むこと。
- (エ) 地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
- (オ) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

○ この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

別表第3 参考手法（新たに加わる環境要素を抜粋）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
風車の影	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	
		1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期